平成３１年第１回
多 摩 市 議 会 定 例 会 議 案

多　　摩　　市

多摩市告示第３４号

平成３１年第１回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成３１年２月１３日

多摩市長　　阿　部　裕　行

記

１　日　時　　平成３１年２月２７日（午前１０時）

２　場　所　　多摩市役所議場

第１２号議案

財産の処分について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年多摩市条例第９号）第３条の規定により議会の議決に付する。

記

１　財産の表示

土地

所　　在	地　目	地積（㎡）
東京都多摩市愛宕四丁目５２番、５２番２	宅　　地	１０，２７７．９７

２　売払い価格　　金１，１２３，１８８，０００円

３　売払いの相手方　　東京都立川市錦町三丁目１２番１１号
東京都
契約担当者
東京都西部住宅建設事務所長　南雲　昇

第１３号議案

武道館・陸上競技場等改修工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年多摩市条例第９号）第２条の規定により議会の議決に付する。

記

１	工事件名	武道館・陸上競技場等改修工事
２	契約の相手方	東京都多摩市落川１２５１番地 朝倉・イワヲ建設共同企業体　株式会社朝倉組 代表取締役　朝倉泰成
３	契約金額	金５５５，１２０，０００円
４	契約の方法	一般競争入札（地方自治法第２３４条第１項適用）

（参考）

１	工事の内容	武道館・陸上競技場等改修工事
２	工事の概要	⑴　武道館改修（エレベーター増築及びスロープ改修、武道場の床及び天井全面改修、雨漏り改修等） ⑵　陸上競技場管理棟改修（エレベーター増築及びスロープ改修、観覧席床の防水改修、審判控室・医務室・消火ポンプ室新設等） ⑶　多摩東公園庭球場管理棟改修（だれでもトイレ新設、屋根防水改修等）
３	工事場所	東京都多摩市諏訪四丁目９番
４	工事区分	建築工事
５	工期	契約発効の翌日から平成３２年２月２８日まで
６	財源	都支出金、市債、一般財源及びその他財源

入札見積経過調書

案件番号	2018-00466	件名	
内部発注番号	4301000378	武道館・陸上競技場等改修工事	
入札見積締切日時	2019年2月1日 17時00分		
開札日時	2019年2月4日 9時46分		
予定価格	617,360,400円		
調査基準価格	非公表		
履行場所	東京都多摩市諏訪4丁目9番		
業種	0700 建築工事		
入札方式	01 一般競争入札　総合評価方式		
落札者	商号又は名称	朝倉・イワヲ建設共同企業体	
	所在地	東京都多摩市落川1251番地	
落札金額	514,000,000円		

No	商号又は名称	第1回			備考
1	朝倉・イワヲ建設共同企業体	514,000,000円			
		総合点 42.1点 価格点 9.1点 技術点 33.0点			
2	イズミ・リノ建設共同企業体	555,000,000円			
		総合点 26.6点 価格点 2.6点 技術点 24.0点			

備考	落札率：89.9%

第１４号議案

陸上競技場グラウンド及び多摩東公園庭球場等改修工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年多摩市条例第９号）第２条の規定により議会の議決に付する。

記

１	工事件名	陸上競技場グラウンド及び多摩東公園庭球場等改修工事
２	契約の相手方	東京都多摩市落合六丁目１５番地６号 多摩ニュー・日本体育建設共同企業体 株式会社多摩ニュータウンサービス 代表取締役　千田拓雄
３	契約金額	金３５７，４８０，０００円
４	契約の方法	一般競争入札（地方自治法第２３４条第１項適用）

（参考）

１	工事の内容	陸上競技場グラウンド及び多摩東公園庭球場等改修工事
２	工事の概要	⑴　陸上競技場グラウンド改修（ウレタン舗装、ゴムチップ舗装、散水設備更新改修等） ⑵　多摩東公園庭球場改修（既存コート６面の人工芝生化及びクレーコート１面増設、フェンス改修、日よけシェルター設置等）
３	工事場所	東京都多摩市諏訪四丁目９番
４	工事区分	土木工事
５	工期	契約発効の翌日から平成３２年２月２８日まで
６	財源	市債、一般財源及びその他財源

入札見積経過調書

案件番号	2018-00470	件名	
内部発注番号	4301000382	陸上競技場グラウンド及び多摩東公園庭球場等改修工事	
入札見積締切日時	2019年2月1日 17時00分		
開札日時	2019年2月4日 10時02分		
予定価格	457,397,280円		
調査基準価格	非公表		
履行場所	東京都多摩市諏訪4丁目9番		
業種	2800 運動場施設		
入札方式	01 一般競争入札　総合評価方式		
落札者 商号又は名称	多摩ニュー・日本体育建設共同企業体		
落札者 所在地	東京都多摩市落合六丁目15番地6号		
落札金額	331,000,000円		

No	商号又は名称	第1回			備考
1	多摩ニュー・日本体育建設共同企業体	331,000,000円			
		総合点 52.7点 価格点 19.7点 技術点 33.0点			
2	スポーツ・スポ建建設共同企業体				
		辞退			
3	奥・太陽建設共同企業体				
		無効			

備考	落札率：78.2%

第１５号議案

多摩東公園改修工事その２の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年多摩市条例第９号）第２条の規定により議会の議決に付する。

記

１	工事件名	多摩東公園改修工事その２
２	契約の相手方	東京都多摩市貝取一丁目１番地５ 苑友・岸建設共同企業体　株式会社苑友造園 代表取締役　松本朗
３	契約金額	金２６９，９８４，０００円
４	契約の方法	一般競争入札（地方自治法第２３４条第１項適用）

（参考）

１	工事の内容	多摩東公園改修工事
２	工事の概要	⑴　雨水・汚水排水設備工事（雨水管、汚水管設置） ⑵　電気設備工事（公園灯、分電盤設置） ⑶　園路広場整備工事（園路、階段等バリアフリー化対応） ⑷　駐車場整備工事（一般駐車場・障がい者用駐車場） ⑸　トイレ改修工事（トイレ洋式化）
３	工事場所	東京都多摩市諏訪四丁目９番
４	工事区分	土木工事
５	工期	契約発効の翌日から平成３２年３月２４日まで
６	財源	国庫支出金、市債及び一般財源

入札見積経過調書

案件番号	2018-00471	件名	
内部発注番号	4301000383	多摩東公園改修工事その２	
入札見積締切日時	2019年2月1日 17時00分		
開札日時	2019年2月4日 10時05分		
予定価格	269,985,100円		
調査基準価格	非公表		
履行場所	東京都多摩市諏訪4丁目9番		
業種	2700 造園		
入札方式	01 一般競争入札　総合評価方式		
落札者 商号又は名称	苑友・岸建設共同企業体		
落札者 所在地	東京都多摩市貝取一丁目１番地５		
落札金額	245,440,000円		

No	商号又は名称	第１回			備考
1	苑友・岸建設共同企業体	245,440,000円			
		総合点 32点 価格点 0.0点 技術点 32.0点			

備考	落札率：100.0%

第１６号議案

聖ケ丘中学校改修工事の請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年多摩市条例第９号）第２条の規定により議会の議決に付する。

記

１	工事件名	聖ケ丘中学校改修工事
２	契約の相手方	東京都多摩市落川１２５１番地 朝倉・イワヲ建設共同企業体　株式会社朝倉組 代表取締役　朝倉泰成
３	契約金額	金６１３，８００，０００円
４	契約の方法	一般競争入札（地方自治法第２３４条第１項適用）

（参考）

１	工事の内容	聖ケ丘中学校改修工事
２	工事の概要	⑴　校舎改修（普通教室、特別教室、管理諸室、廊下及びトイレ等の内装改修、外壁改修及び屋上防水改修等） ⑵　体育館改修（内外装改修、トイレ改修等） ⑶　プール改修（水槽、プールサイド改修等） ⑷　その他（外構整備等）
３	工事場所	東京都多摩市聖ケ丘二丁目１７番地
４	工事区分	建築工事
５	工期	契約発効の翌日から平成３２年１１月３０日まで
６	財源	国庫支出金、都支出金、市債及び一般財源

入札見積経過調書

案件番号	2018-00462	件名	
内部発注番号	4301000369	聖ヶ丘中学校改修工事	
入札見積締切日時	2019年2月1日 17時00分		
開札日時	2019年2月4日 9時31分		
予定価格	646,800,000円		
調査基準価格	非公表		
履行場所	東京都多摩市聖ヶ丘2－17（聖ヶ丘中学校）		
業種	0700 建築工事		
入札方式	01 一般競争入札　総合評価方式		
落札者	商号又は名称	朝倉・イワヲ建設共同企業体	
	所在地	東京都多摩市落川1251番地	
落札金額	558,000,000円		

No	商号又は名称	第1回			備考
1	朝倉・イワヲ建設共同企業体	558,000,000円			
		総合点 37.6点 価格点 4.6点 技術点 33.0点			
2	イズミ・リノ建設共同企業体	547,000,000円			
		総合点 33.3点 価格点 6.3点 技術点 27.0点			

備考	落札率：94.9%

第１７号議案

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、下記の路線を廃止する。

記

廃止路線

整理番号	路　線　名	起点・終点		備　考
1	１－１０３８号線	起点	関戸五丁目２９番１３地先	起点・終点地番は認定当初の地番である。
		終点	関戸五丁目３１番６地先	
2	２－１３２号線	起点	和田３３８番地先	起点・終点地番は認定当初の地番である。
		終点	和田３３４番地先	

平成30年度第1ブロック廃止路線図

案内図

① 1-1038号線

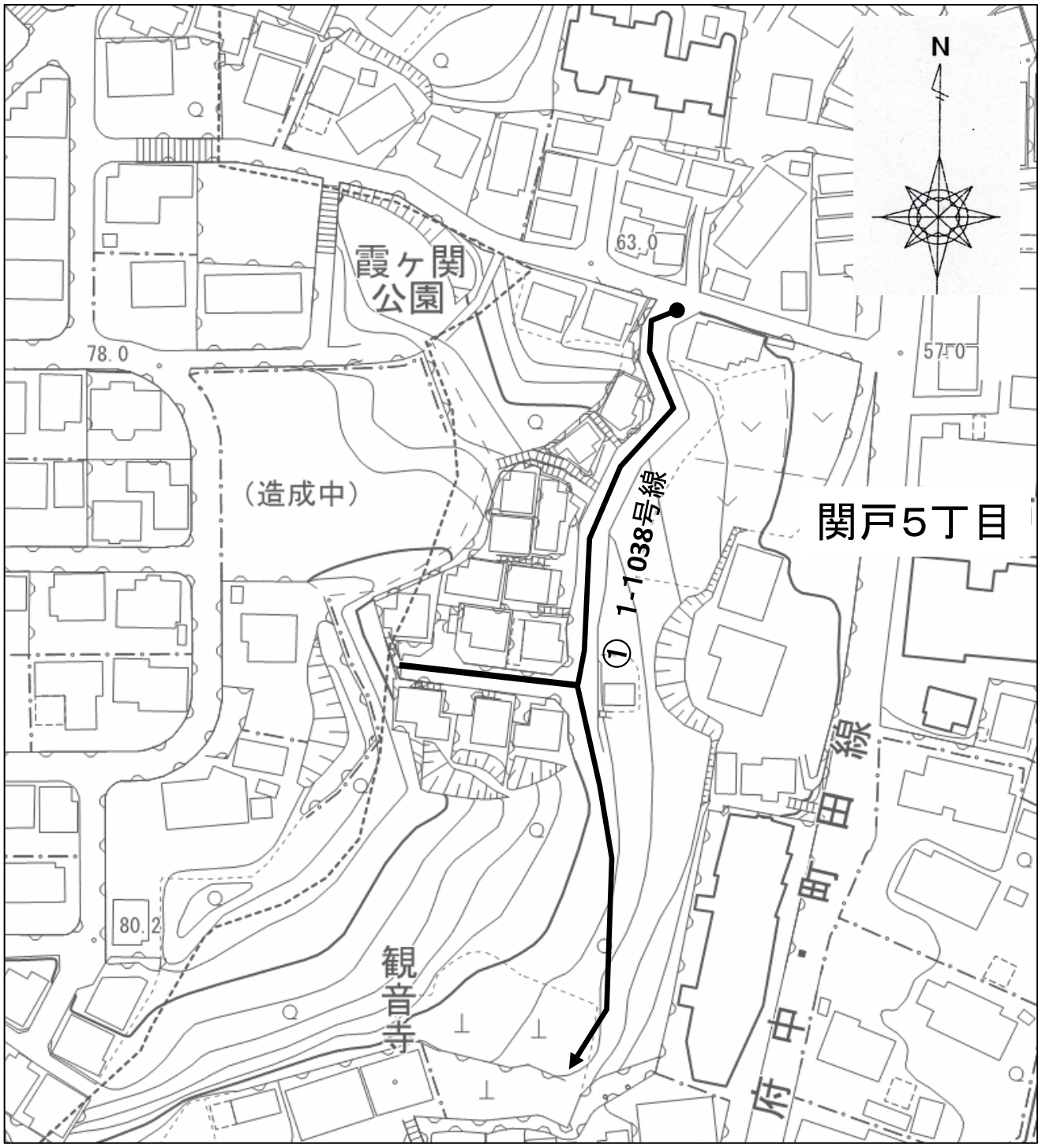

凡例	
起点	●——
終点	——→

廃止路線土地所在図

① 1-1038号線

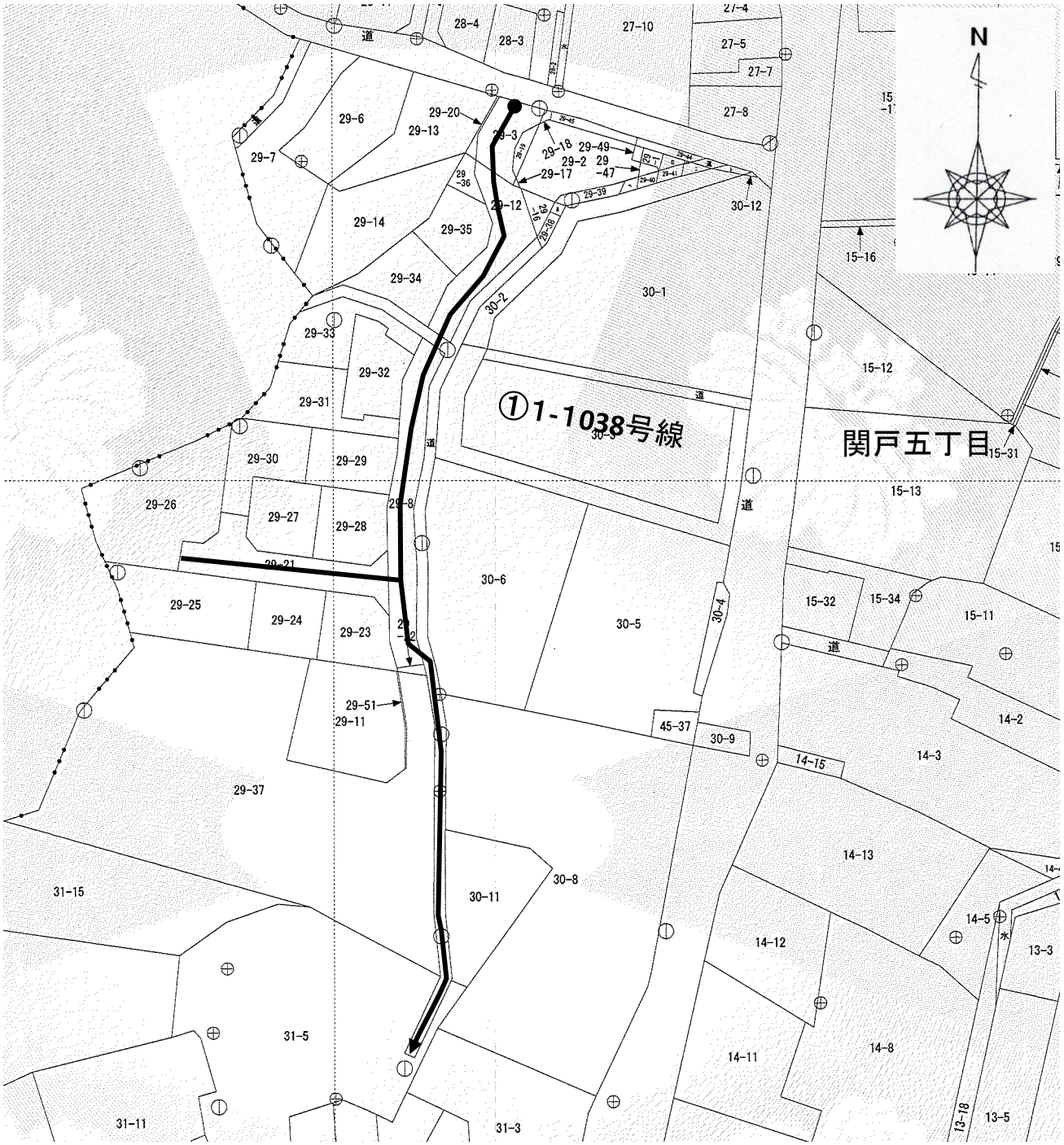

縮尺 1/1000

凡例	
起点	●
終点	→

平成30年度第2ブロック廃止路線図

案内図

② 2-132号線

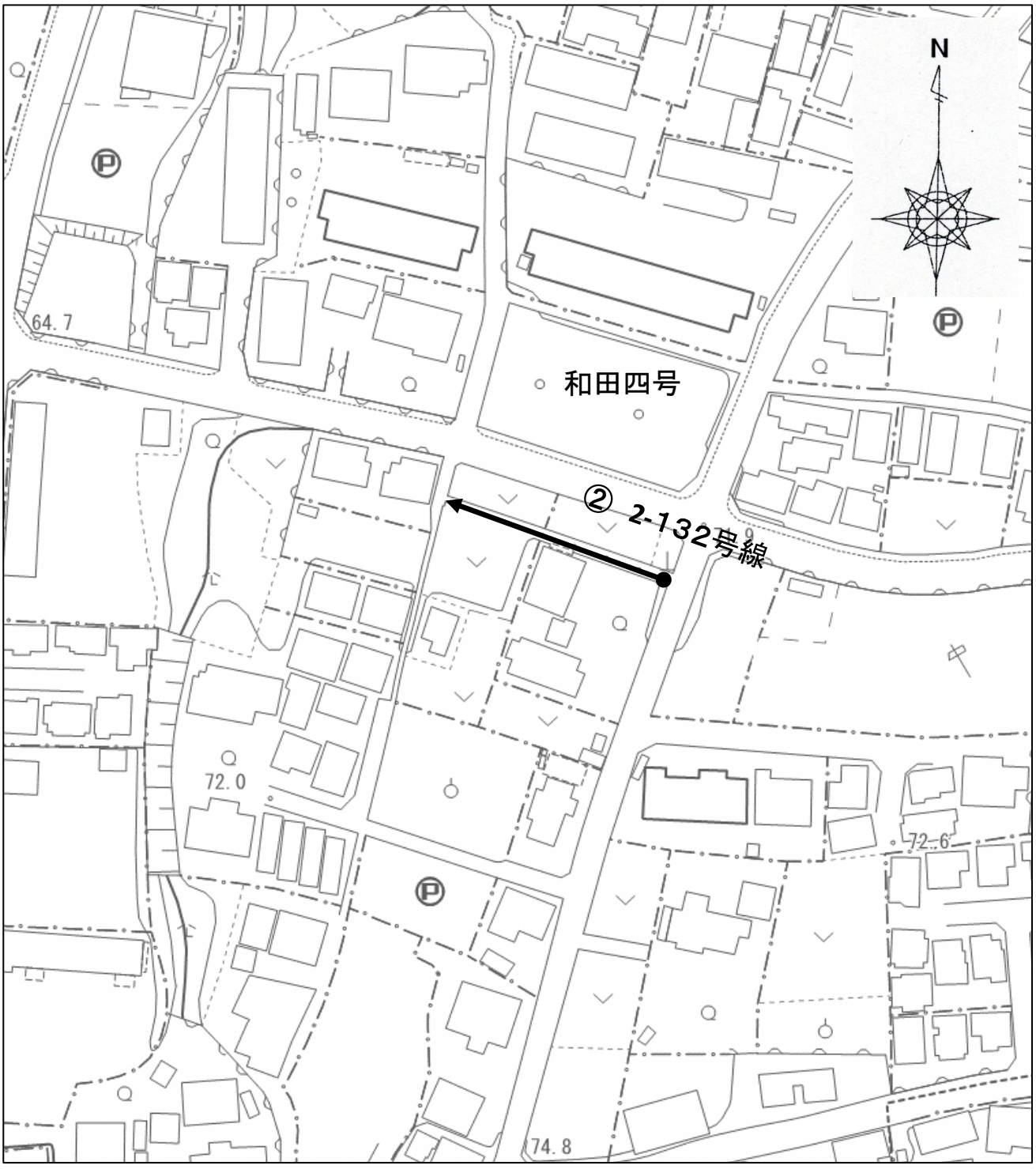

凡例	
起点	●——
終点	——→

廃止路線土地所在図

② 2-132号線

縮尺 1/500

凡例	
起点	●——
終点	——→

第１８号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

道路法（昭和２７年法律第１８０号)第８条第２項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

認定路線

整理番号	路　線　名	起点・終点		備　考
1	１－３４５号線	起点	関戸五丁目２９番２０地先	
		終点	関戸五丁目３０番１１地先	
2	３－２６３号線	起点	連光寺二丁目６９番１８地先	
		終点	連光寺二丁目６９番２地先	

平成30年度第1ブロック認定路線図

案内図

① 1-345号線

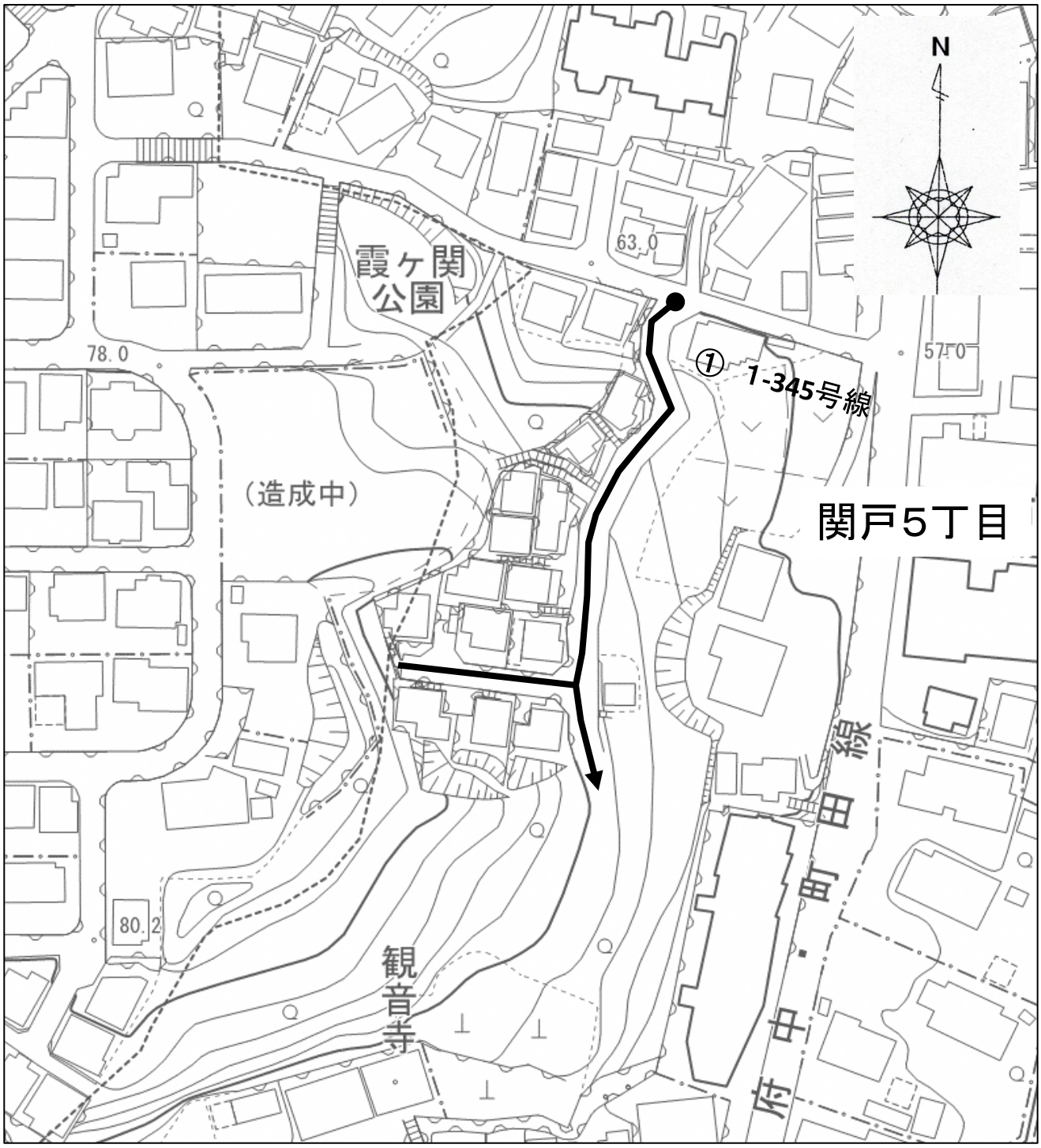

凡例	
起点	●——
終点	——→

認定路線土地所在図

① 1-345号線

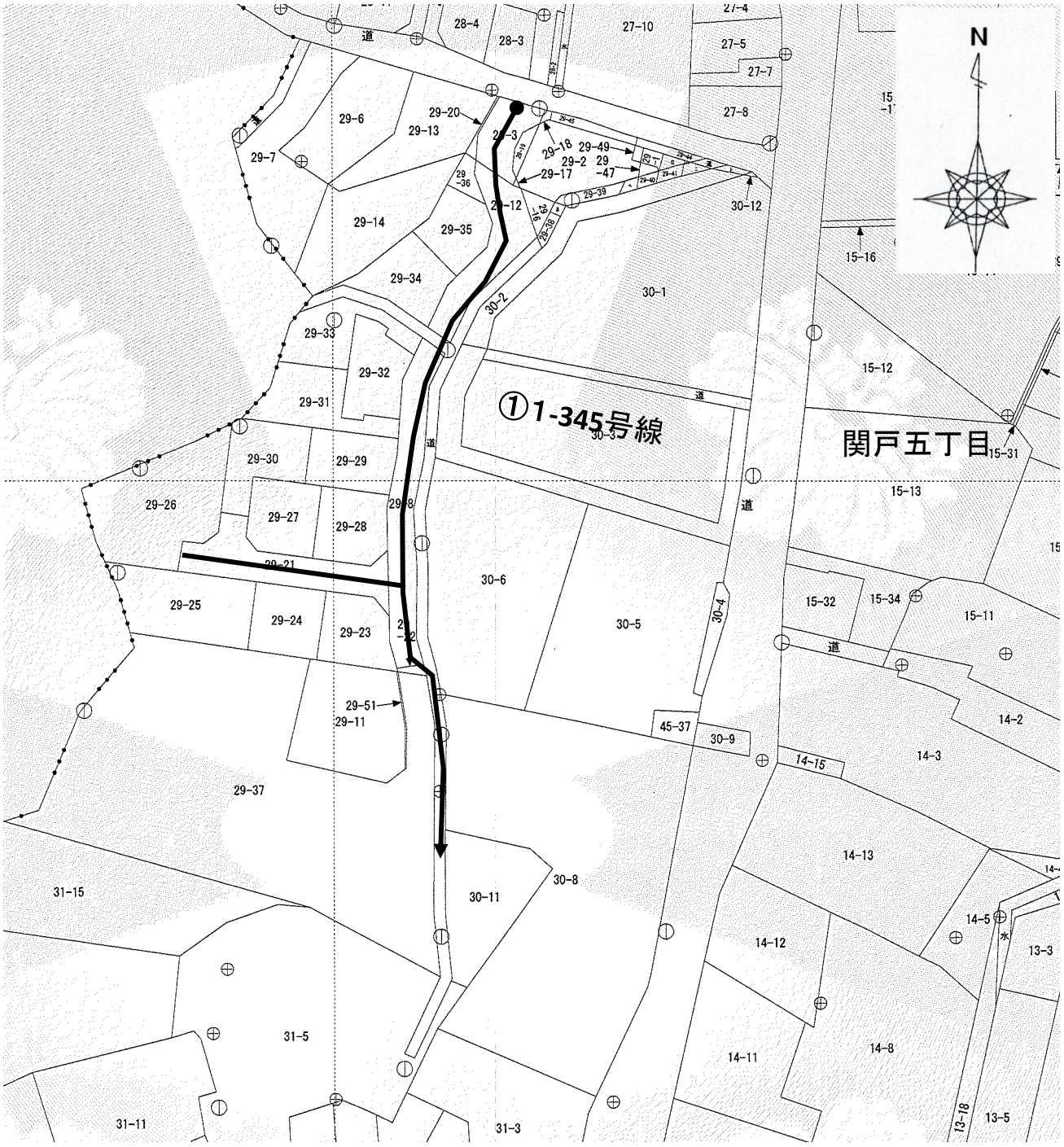

縮尺 1/1000

凡例	
起点	●
終点	→

平成30年度第3ブロック認定路線図

案内図

② 3-263号線

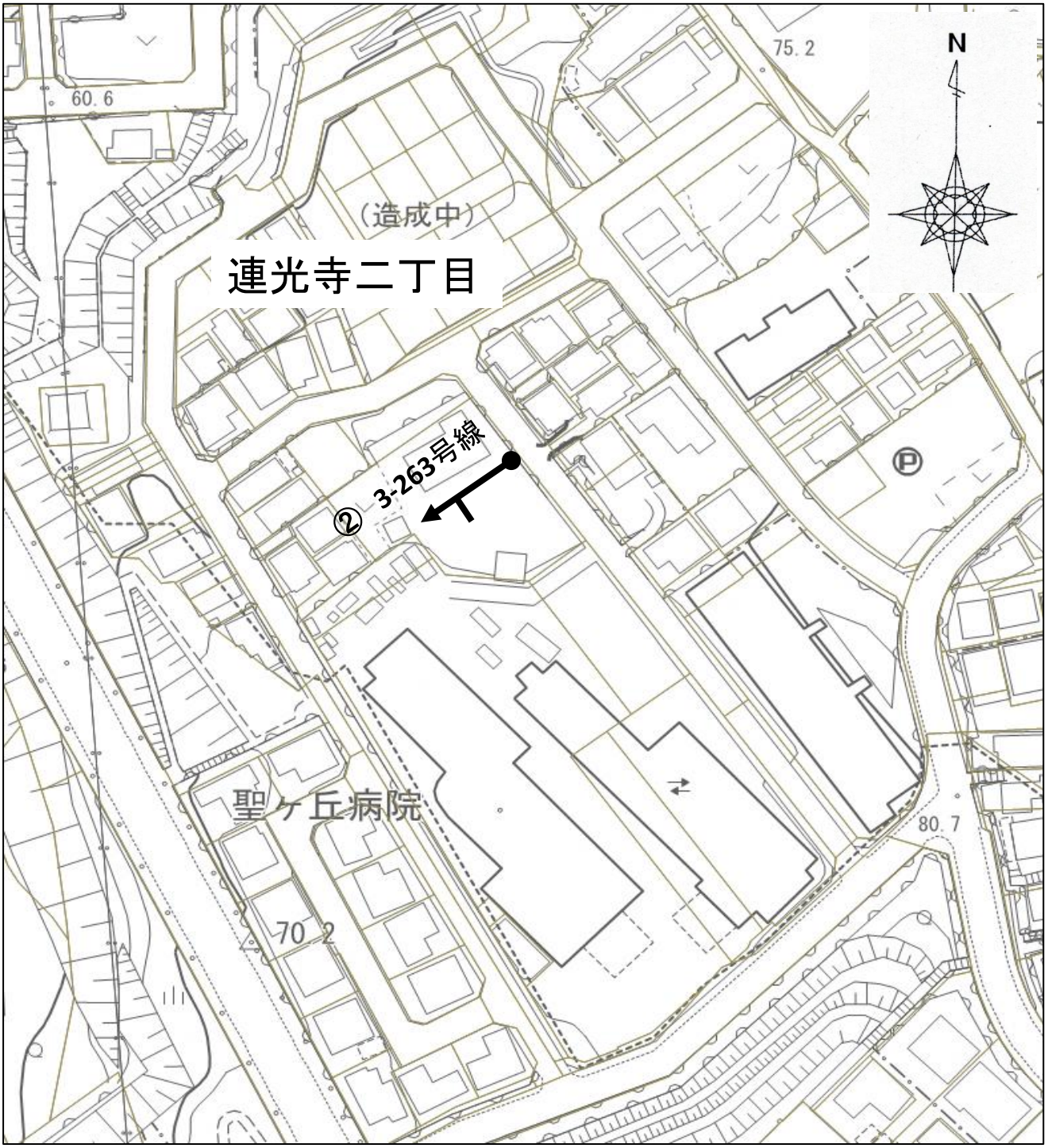

凡例	
起点	●——
終点	——→

認定路線土地所在図

② 3-263号線

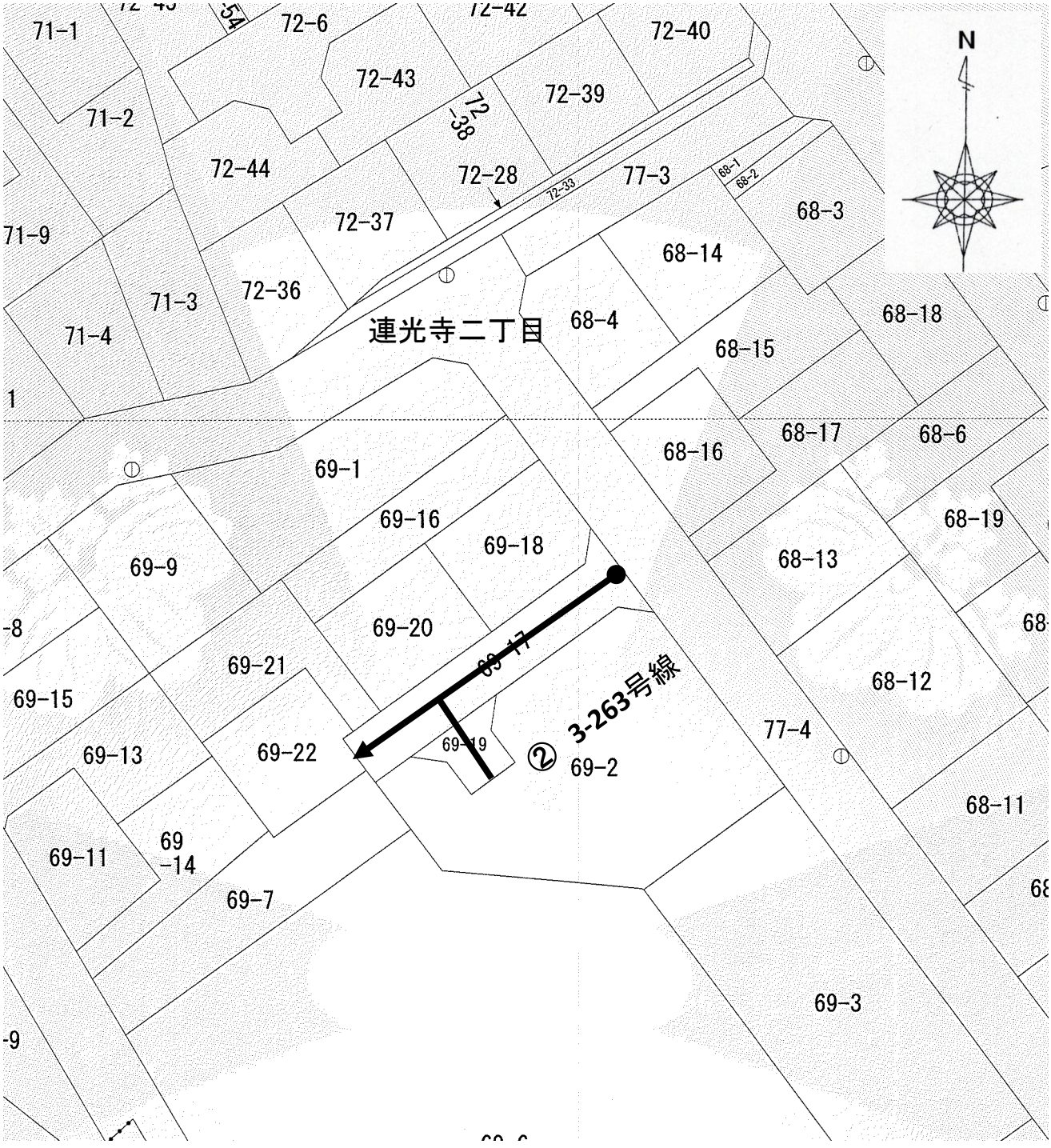

縮尺 1/500

凡例	
起点	● ―
終点	― →

第１９号議案

多摩市総合オンブズマンの委嘱につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市総合オンブズマンに委嘱したいので、多摩市総合オンブズマン条例（平成２１年多摩市条例第４７号）第９条第１項の規定により、議会の同意を求める。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

提案理由

多摩市総合オンブズマン野中康雄氏は、平成３１年３月３１日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

記

氏　　名	住　　所	生年月日
森　安　紀　雄	東京都世田谷区	

第２０号議案

多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市手数料条例の一部を改正する条例

多摩市手数料条例（平成１２年多摩市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第５条第６号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、多機能端末機（多摩市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する証明書等に係る手数料については、この限りでない。

附則第１項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第２項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の１項を加える。

（特例措置）

３　平成３１年９月１日から平成３４年８月３１日までの間に多機能端末機により交付する印鑑に関する証明又は住民票（消除された住民票を除く。）の写し（絵柄入りのものを除く。）の交付に係る手数料は、別表第１の８の部及び２０の部の規定にかかわらず、１件又は１通につき１５０円とする。

附　則

この条例は、平成３１年９月１日から施行する。

第２１号議案

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

多摩市一般職の職員の給与に関する条例（昭和３２年多摩市条例第５号）の一部を次のように改正する。

「

1	140,300	198,500
2	141,300	200,400
3	142,400	202,300
4	143,500	204,200
5	144,600	206,100
6	145,700	208,000
7	146,800	209,800
8	147,900	211,700
9	148,900	213,700
10	149,900	215,600
11	151,000	217,400
12	152,100	219,300
13	153,200	221,300
14	154,500	223,200
15	155,800	225,000
16	157,100	226,900
17	158,500	228,900
18	160,700	230,800
19	162,900	232,600

20	165,200	234,500	
21	167,500	236,500	
22	169,400	238,400	
23	171,300	240,200	
24	173,200	242,100	
25	175,100	244,100	
26	177,100	246,000	
27	179,100	247,800	
28	181,100	249,700	
29	183,100	251,700	
30	185,100	253,800	
31	187,200	255,800	
32	189,300	257,900	
33	191,500	259,900	
34	193,600	261,800	
35	195,600	263,700	
36	197,600	265,600	
37	199,600	267,400	
38	201,500	269,200	
39	203,300	271,000	
40	205,000	272,900	
41	206,800	274,700	
42	208,600	276,600	
43	210,400	278,400	
44	212,100	280,200	
45	213,800	282,000	

別表第１中 を

」

「

1	141,300	199,100	
2	142,300	200,900	
3	143,400	202,700	
4	144,500	204,600	
5	145,600	206,400	
6	146,700	208,200	
7	147,800	210,000	

8	148,900	211,900	
9	149,900	213,800	
10	150,900	215,600	
11	152,000	217,400	
12	153,100	219,300	
13	154,200	221,300	
14	155,500	223,200	
15	156,800	225,000	
16	158,100	226,900	
17	159,500	228,900	
18	161,700	230,800	
19	163,900	232,600	
20	166,200	234,500	
21	168,500	236,500	
22	170,400	238,400	
23	172,300	240,200	に改め、同表備考２
24	174,200	242,100	
25	176,100	244,100	
26	178,100	246,000	
27	180,100	247,800	
28	182,100	249,700	
29	184,100	251,700	
30	186,100	253,800	
31	188,200	255,800	
32	190,300	257,900	
33	192,500	259,900	
34	194,500	261,800	
35	196,400	263,700	
36	198,300	265,600	
37	200,200	267,400	
38	202,000	269,200	
39	203,700	271,000	
40	205,400	272,900	
41	207,100	274,700	
42	208,800	276,600	

43	210,500	278,400
44	212,200	280,200
45	213,900	282,000

」

の項中「１５６，１００円」を「１５７，１００円」に改め、同表備考３の項中「１８２，７００円」を「１８３，７００円」に改める。

「

1	131,900
2	132,400
3	132,900
4	133,400
5	133,900
6	134,400
7	134,900
8	135,500
9	136,100
10	136,600
11	137,300
12	137,900
13	138,500
14	139,300
15	140,200
16	141,100
17	142,000
18	143,100
19	144,300
20	145,500
21	146,700
22	147,900
23	149,100
24	150,300
25	151,500
26	152,900
27	154,400
28	155,900

別表第２中

29	157,400
30	159,000
31	160,600
32	162,200
33	163,900
34	165,500
35	167,200
36	168,900
37	170,600
38	172,200
39	173,900
40	175,600
41	177,300
42	178,800
43	180,200
44	181,600
45	183,000
46	184,400
47	185,800
48	187,200
49	188,500
50	189,800
51	191,000
52	192,200
53	193,300
54	194,800
55	196,300
56	197,800
57	199,300

を

」

「

1	132,900
2	133,400
3	133,900
4	134,400

5	134,900	
6	135,400	
7	135,900	
8	136,500	
9	137,100	
10	137,600	
11	138,300	
12	138,900	
13	139,500	
14	140,300	
15	141,200	
16	142,100	
17	143,000	
18	144,100	
19	145,300	
20	146,500	
21	147,700	
22	148,900	
23	150,100	
24	151,300	
25	152,500	
26	153,900	
27	155,400	
28	156,900	
29	158,400	に改める。
30	160,000	
31	161,600	
32	163,200	
33	164,900	
34	166,500	
35	168,200	
36	169,900	
37	171,600	
38	173,200	
39	174,900	

40	176,600
41	178,300
42	179,800
43	181,200
44	182,600
45	184,000
46	185,300
47	186,600
48	187,900
49	189,100
50	190,300
51	191,400
52	192,600
53	193,600
54	195,000
55	196,400
56	197,900
57	199,400

」

「

1	140,500	200,100
2	141,600	201,700
3	142,800	203,300
4	144,000	205,000
5	145,200	206,800
6	146,400	208,500
7	147,600	210,200
8	148,800	212,100
9	150,000	214,000
10	151,300	215,900
11	152,600	217,800
12	153,900	219,600
13	155,200	221,400
14	156,500	223,300
15	157,800	225,200

16	159,200	227,100	
17	160,700	229,000	
18	162,200	230,900	
19	163,700	232,700	
20	165,200	234,600	
21	166,800	236,600	
22	169,400	238,600	
23	172,000	240,500	
24	174,600	242,300	
25	177,200	244,200	
26	178,900	246,100	
27	180,700	248,000	
28	182,600	250,000	
29	184,500	252,000	
30	186,300	254,000	
31	188,200	256,000	
32	190,300	258,000	
33	192,300	260,100	
34	194,300	262,000	
35	196,400	263,900	
36	198,500	265,700	
37	200,400	267,500	
38	202,200	269,300	
39	203,900	271,200	
40	205,500	273,000	
41	207,100	274,900	
42	208,800	276,800	
43	210,500	278,600	
44	212,200	280,400	
45	213,900	282,200	

別表第５中 を 」

「

1	141,500	200,900
2	142,600	202,400
3	143,800	203,900

4	145,000	205,500	
5	146,200	207,200	
6	147,400	208,800	
7	148,600	210,500	
8	149,800	212,300	
9	151,000	214,100	
10	152,300	215,900	
11	153,600	217,800	
12	154,900	219,600	
13	156,200	221,400	
14	157,500	223,300	
15	158,800	225,200	
16	160,200	227,100	
17	161,700	229,000	
18	163,200	230,900	
19	164,700	232,700	
20	166,200	234,600	
21	167,800	236,600	
22	170,400	238,600	
23	173,000	240,500	に改める。
24	175,600	242,300	
25	178,200	244,200	
26	179,900	246,100	
27	181,700	248,000	
28	183,600	250,000	
29	185,500	252,000	
30	187,300	254,000	
31	189,200	256,000	
32	191,200	258,000	
33	193,100	260,100	
34	195,100	262,000	
35	197,200	263,900	
36	199,300	265,700	
37	201,200	267,500	
38	202,900	269,300	

39	204,500	271,200
40	206,000	273,000
41	207,500	274,900
42	209,100	276,800
43	210,700	278,600
44	212,300	280,400
45	214,000	282,200

」

「

1	152,600	201,800
2	154,000	203,400
3	155,400	205,100
4	156,800	206,800
5	158,200	208,500
6	159,600	210,200
7	161,100	211,800
8	162,600	213,500
9	164,000	215,200
10	165,500	216,900
11	167,000	218,500
12	168,400	220,200
13	169,900	222,000
14	171,500	223,800
15	173,100	225,600
16	174,700	227,400
17	176,300	229,300
18	177,900	231,100
19	179,500	232,900
20	181,100	234,800
21	182,700	236,700
22	184,400	238,700
23	186,300	240,600
24	188,200	242,500
25	189,900	244,300
26	191,400	246,100

別表第６中　　を

27	192,900	248,000
28	194,400	250,000
29	195,900	252,100
30	197,500	254,100
31	199,100	256,100
32	200,600	258,200
33	202,100	260,400
34	203,700	262,300
35	205,300	264,100
36	206,900	266,000
37	208,400	267,800
38	210,000	269,600
39	211,600	271,400
40	213,200	273,300
41	214,700	275,100
42	216,300	277,000
43	217,900	278,800

」

「

1	153,700	202,600
2	155,100	204,100
3	156,500	205,700
4	157,900	207,300
5	159,300	209,000
6	160,700	210,600
7	162,200	212,200
8	163,700	213,800
9	165,100	215,500
10	166,600	217,100
11	168,100	218,700
12	169,500	220,300
13	171,000	222,000
14	172,600	223,800
15	174,200	225,600
16	175,800	227,400

17	177,400	229,300	
18	179,000	231,100	
19	180,600	232,900	
20	182,200	234,800	
21	183,800	236,700	
22	185,500	238,700	に改める。
23	187,400	240,600	
24	189,300	242,500	
25	191,000	244,300	
26	192,500	246,100	
27	194,000	248,000	
28	195,500	250,000	
29	196,900	252,100	
30	198,400	254,100	
31	199,900	256,100	
32	201,400	258,200	
33	202,900	260,400	
34	204,400	262,300	
35	205,900	264,100	
36	207,400	266,000	
37	208,900	267,800	
38	210,400	269,600	
39	211,900	271,400	
40	213,500	273,300	
41	215,000	275,100	
42	216,500	277,000	
43	218,000	278,800	

」

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第２２号議案

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和３８年多摩市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

いじめ問題調査委員会	委員長	日額	12,500円	
	副委員長	日額	11,800円	
	委員	日額	10,700円	

」

を

「

いじめ問題調査委員会	委員長	日額	12,500円	
	副委員長	日額	11,800円	
	委員	日額	10,700円	
学校運営協議会委員		日額	1,200円	

」

に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第２３号議案

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人への多摩市職員の派遣等に関する条例（平成１４年多摩市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第４条中「住居手当」の次に「、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当」を加える。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第２４号議案

多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

多摩市臨時職員の任用及び勤務条件等に関する条例（平成２４年多摩市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第５条、第１０条関係）

職種	賃金
事務員	１，０１８円
軽作業員	１，０３８円
重作業員	１，２５４円
司書	１，０３８円
児童厚生員（有資格）	１，２５４円
児童厚生員（無資格）	１，１８２円
代替保育士	１，５６３円
保育士	１，０９０円
保育補助員	１，０２８円
保育園特例保育補助業務員	１，３９８円
診療報酬審査事務員	１，３２６円
予防接種・検診事務員	１，１００円
検診助手	１，２３４円
看護師	１，６９６円
予防接種看護師	１，９０２円

保健師	２，０７７円
栄養士	１，２６４円
歯科衛生士	１，７２７円
交通安全教育指導員	１，４６０円
給食調理員	１，１００円
文化財調査員	１，５３２円
養護教諭	１，４３９円

備考　職種毎の資格要件は、別に定める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第２５号議案

多摩市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

多摩市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２５年多摩市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「第１０４条第４項第２号」を「第１０４条第７項第２号」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第２６号議案

多摩市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市消防団条例の一部を改正する条例

多摩市消防団条例（昭和３９年多摩市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「２１２人」を「２１７人」に改める。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第２７号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年多摩市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に、「災害弔慰金の支給を行い、」を「災害弔慰金の支給及び」に改める。

第２条中「定義」を「意義」に、「掲げるところ」を「定めるところ」に改める。

第６条中「いあわせた」を「居合わせた」に改める。

第７条中「弔慰金」を「災害弔慰金」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第３号中「認めた」を「認める」に改める。

第９条中「住民」を「市民」に、「障害者」を「障がい者」に改める。

第１０条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第１４条の見出しを「（利率等）」に改め、同条中「３パーセント」を「３パーセント以内で規則で定める率」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害援護資金の貸付けを受けようとする者が保証人を立てる場合は、無利子とする。

第１４条に次の１項を加える。

２　前項ただし書の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の違約金を包含するものとする。

第１５条第１項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第３項中「、保証人」を削り、「第１２条」を「第１１条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の第１４条及び第１５条第３項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

第２８号議案

多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市印鑑条例の一部を改正する条例

多摩市印鑑条例（昭和５０年多摩市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

目次中「第１９条」を「第２０条」に、「第２０条―第２２条」を「第２１条―第２３条」に改める。

第１条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第２条中「あたって」を「当たって」に改める。

第３条第２項中「次の各号」を「次」に改める。

第４条及び第５条第３項中「みずから」を「自ら」に改める。

第７条第１項第６号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に、「認めた」を「認める」に改める。

第８条第１項中「次の各号」を「次」に改める。

第１０条中「汚損又はき損した」を「汚損し、又は毀損した」に改める。

第１１条及び第１２条中「届出なければならない」を「届け出なければならない」に改める。

第１６条中「みずから」を「自ら」に改める。

第２２条を第２３条とし、第２１条を第２２条とする。

第２０条第２項中「あたり」を「当たり」に改め、同条を第２１条とする。

第３章中第１９条の次に次の１条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第２０条　印鑑登録の証明を受けようとする者は、第１８条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号）第２２条第１項

に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）を使用して、多機能端末機（多摩市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録の証明を申請することができる。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、前条の規定にかかわらず、多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するものとする。

附　則

この条例は、平成３１年９月１日から施行する。

第２９号議案

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例の一部を改正する条例

中小企業事業資金貸付けあっせんに関する条例（平成８年多摩市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「事業を営むための」を「事業を営むために必要な資金であって、」に、「必要な」を「要する」に改め、同条第５号中「店舗」を「事業を営むために必要な資金であって、店舗」に、「の資金」を「に要する資金」に改める。

第３条第２項を次のように改める。

２　貸付けあっせんを行う貸付金の単位及び限度額は、規則で定める。

第３条第３項中「前項に定める」を「前項の」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、創業支援資金の貸付けあっせんを受けた者は、同一の創業について重複して創業支援資金の貸付けあっせんの申込みを行うことができない。

第４条及び第４条の２中「要件」の次に「（保証協会の保証を得ることができる場合は、第６号に掲げる要件を除く。）」を加える。

第５条中「要件」の次に「（保証協会の保証を得ることができる場合は、第５号に掲げる要件を除く。）」を加える。

第８条ただし書を削る。

第１３条の次に次の１条を加える。

（利子補給の停止）

第１３条の２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第８条の利子補給を停止する。

⑴　貸付けあっせんを行った貸付金の返済方法の変更（繰上償還の場合を除く。）が行われたとき。

⑵　貸付けあっせんを行った貸付金の返済期日を経過したとき（次の返済期日までに返済されたときを除く。）。

⑶　貸付けあっせんにより貸付けを受けた者が第４条第１号若しくは第２号、第４条の２第１号若しくは第２号又は第５条第１号若しくは第２号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

第１４条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とし、同条第５号中「前各号」を「前３号」に改め、同号を同条第４号とする。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第３０号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和４６年多摩市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表民間保育所補助事業の部保育所建築費補助金の項を次のように改める。

保育所建築費補助金	保育所の新設、修理、改造又は整備に係る事業として市長が認めるものの費用について、保育所等整備交付金に係る国の定める基準により算出した当該費用に対して国及び市が負担する額を合計した額

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第３１号議案

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年多摩市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第５号中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附　則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

第３２号議案

多摩市受動喫煙防止条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市受動喫煙防止条例

多摩丘陵に広がる緑豊かで快適な居住環境を有する多摩市では、都市としての成熟期を迎え、今後さらに急速に進展する高齢化に備えるとともに、未来への投資を続けられるまちであるために、子どもからお年寄りまで市民の誰もが健康で幸せでいられる健幸都市を目指しています。

受動喫煙はがん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等の発症の危険が高まるなど様々な疾病の原因となるため、市民を受動喫煙による健康への悪影響から守る取組を早急に進めなければなりません。

受動喫煙の防止に向けては、行政だけでなく、市民、保護者、事業者及び施設等管理者がそれぞれの立場から行動し、かつ、互いに連携し、協力することが大切です。

公共施設など不特定多数の者が利用する場において、子どもや妊婦、病気等で配慮が必要な人をはじめとする誰もが、他人のたばこの煙にさらされることなく、安心していきいきと暮らせるまちを目指して、多摩市受動喫煙防止条例を定めます。

（目的）

第１条　この条例は、多摩市（以下「市」という。）、市民、保護者、事業者及び施設等管理者の責務を明らかにするとともに、市民が受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することにより、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　たばこ　たばこ事業法（昭和５９年法律第６８号）第２条第３号に掲げ

る製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第３８条第２項に規定する製造たばこ代用品をいう。

⑵　喫煙　人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

⑶　受動喫煙　人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

⑷　市民　市の区域内（以下「市内」という。）に居住し、在勤し、在学し、又は滞在する者をいう。

⑸　保護者　未成年者を現に監護する者をいう。

⑹　事業者　市内において、事業を営むもの又は活動する団体をいう。

⑺　施設等管理者　多数の者が利用する施設、建築物又は土地（以下「施設等」という。）を管理する権原を有する者（市を除く。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、市民、保護者、事業者及び施設等管理者と連携し、及び協力して受動喫煙の防止に関する施策を実施するよう努めなければならない。

３　市は、その管理する施設等において、受動喫煙による健康への悪影響が生じないよう適切な措置を講じるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせることがないよう努めなければならない。

２　市民は、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（保護者の責務）

第５条　保護者は、いかなる場所においても、その監護する未成年者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止し、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって受動喫煙が生じないよう受動喫煙の防止に関する環境整備に取り組み、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施設等管理者の責務）

第７条　施設等管理者は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その管理する施設等における受動喫煙を防止し、市が実施する受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（連携及び協力）

第８条　市、市民、保護者、事業者及び施設等管理者は、相互に連携し、及び協力して受動喫煙の防止を推進するものとする。

（啓発及び教育）

第９条　市は、喫煙及び受動喫煙による健康への悪影響について、正しい知識を普及するために必要な教育及び啓発を行い、市民の理解を促進するように努めなければならない。

（公園等における喫煙制限）

第１０条　何人も、次に掲げる施設等又は区域において喫煙をしてはならない。

⑴　市内の公園（都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条第１項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）

⑵　教育施設（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校をいう。）の敷地に隣接する市内の路上（道路その他一般交通の用に供する場所をいう。以下同じ。）

⑶　児童福祉施設（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設をいう。）の敷地に隣接する市内の路上

⑷　市が管理する施設等（第１号に規定する施設等を除く。）の敷地及び当該敷地に隣接する市内の路上（前２号に掲げるものを除く。）

２　前項各号に掲げる施設等又は区域のうち、その構造又は利用の形態により受動喫煙が生じるおそれがないものとして規則で定めるものについては、同項の規定は、適用しない。

（受動喫煙防止重点区域の指定）

第１１条　市長は、重点的に受動喫煙を防止する区域（以下「受動喫煙防止重点区域」という。）として市内の区域を指定することができる。

２　前項の規定により市長が指定する区域のほか、多摩市まちの環境美化条例（平成２４年多摩市条例第１号）第６条の規定によりまち美化重点区域として指定された区域は、受動喫煙防止重点区域とする。

３　市長は、必要があると認めるときは、第１項の規定により指定した区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

（受動喫煙防止重点区域における喫煙の制限等）

第１２条　市長は、受動喫煙防止重点区域内において特別に喫煙をすることができる場所として、喫煙スポットを指定することができる。

２　何人も、受動喫煙防止重点区域（前項の規定により喫煙スポットに指定された場所を除く。）の路上において喫煙をしてはならない。

（指導及び勧告）

第１３条　市長は、次に掲げる者に対し、喫煙の中止その他の是正に必要な指導又は勧告を行うことができる。

⑴　第１０条第１項の規定に違反した者

⑵　前条第２項の規定に違反した者

（過料）

第１４条　市長は、前条第２号に該当する者で、同条の指導又は勧告に従わないものに対し、５万円以下の過料を科すことができる。

（他の法令等との関係）

第１５条　受動喫煙の防止については、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例（次項において「法令等」という。）に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。ただし、第１４条の規定は、規則で定める日から施行する。

（指定たばこの喫煙に関する特例）

２　たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして市長が指定するものの喫煙については、当分の間、第１４条の規定は、適用しない。

第３３号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和２７年多摩市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「１００分の５．０８」を「１００分の５．２７」に改める。

第５条中「２万６，０００円」を「２万６，５００円」に改める。

第６条中「１００分の１．６３」を「１００分の１．７１」に改める。

第８条中「１００分の１．４７」を「１００分の１．５２」に改める。

第９条中「１万７００円」を「１万１，２００円」に改める。

第２１条第１号ア中「１万８，２００円」を「１万８，５５０円」に改め、同号ウ中「７，４９０円」を「７，８４０円」に改め、同条第２号ア中「１万３，０００円」を「１万３，２５０円」に改め、同号ウ中「５，３５０円」を「５，６００円」に改め、同条第３号ア中「５，２００円」を「５，３００円」に改め、同号ウ中「２，１４０円」を「２，２４０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、平成３１年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成３０年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第３４号議案

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険条例（昭和３４年多摩市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項中「４２万円」を「４０万４，０００円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）第３６条各号に掲げる要件のいずれにも該当する病院、診療所、助産所その他の者による医学的管理の下における出産であると認めるときは、これに１万６，０００円を加算するものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

第３５号議案

多摩市心身障害者福祉手当条例及び多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市心身障害者福祉手当条例及び多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部を改正する条例

（多摩市心身障害者福祉手当条例の一部改正）

第１条　多摩市心身障害者福祉手当条例（昭和４９年多摩市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第４号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

（多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部改正）

第２条　多摩市特定疾病者福祉手当条例（昭和５３年多摩市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の多摩市心身障害者福祉手当条例の規定は、平成３１年８月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

３　第２条の規定による改正後の多摩市特定疾病者福祉手当条例の規定は、平成３１年８月以後の月分の特定疾病者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の特定疾病者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

第３６号議案

多摩市まちの環境美化条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成３１年２月２７日

提出者　　多摩市長　　阿　部　裕　行

記

多摩市条例第　　号

多摩市まちの環境美化条例の一部を改正する条例

多摩市まちの環境美化条例（平成２４年多摩市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「。以下同じ」を削る。

第６条の見出し中「及び喫煙スポット」を削り、同条第１項中「路上喫煙及び」を削り、同条第２項を削る。

第８条第２号中「路上喫煙又は」を削る。

附　則

この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。